

高松法務局からのお知らせ

会社・法人等の登記に関する相談を
ご希望の方に待ち時間なくご利用いただけますよう、
登記相談を“予約制”により行っています。

時間指定で
待ち時間
なし!

登記相談は
“予約制”です。



下記予約先へお電話にてご予約ください（窓口でも予約できます）。

予約がない場合でもご相談を承りますが、予約されている方を優先させていただき、お待ちいただく場合がありますので予約の上、相談してください。

なお、相談時間は多くのお客様にご利用いただけるよう、30分以内とさせていただきます。

予約先

高松法務局本局 (087-821-2103)

〈裏面もご覧ください〉

登記相談を利用される皆様へ お知らせ

- 1 相談時間は、30分以内とさせていただきます。
- 2 継続して相談を必要とされる方は、相談終了時に次回の相談予約をしてください。
- 3 会社・法人登記に関する法律的判断を伴う相談は、お受けしていません。
- 4 具体的な登記申請の相談は、相談者の方がご自身で登記申請手続をされる場合に限りお受けします。
- 5 相談では、登記の申請に必要な書類のご案内をいたします。これらの書類（登記申請書、委任状など）は、申請人ご自身が書式例等を参考に作成することとなります。登記相談の担当者が登記申請書を作成することはできません。
- 6 登記相談では、作成された登記申請書の内容の審査はいたしていません。
- 7 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、司法書士法73条違反となる場合があります。ご注意願います。

高松法務局

〈裏面もご覧ください〉